

広川町と久留米大学との連携に関する協定書

広川町（以下「町」という。）と久留米大学（以下「大学」という。）は、相互の発展に資するため、豊かな地域資源、研究成果等を活用した交流を促進し、産業振興・人材育成・文化振興等の分野で連携することを目的として、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、町及び大学が包括的な連携のもと、産業振興、人材育成、保健福祉、文化・学術等の分野で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 町及び大学は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- 1 地域産業の振興に関する事
- 2 地域医療の振興に関する事
- 3 健康づくりに関する事
- 4 教育及び人材育成に関する事
- 5 地域のまちづくりに関する事
- 6 地域文化の振興に関する事
- 7 学術研究に関する事
- 8 国際交流に関する事
- 9 大学と町教育機関との交流に関する事
- 10 インターンシップ等の現地学習に関する事
- 11 施設等の利用に関する事
- 12 その他町及び大学が必要と認める事項

（連携協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携協議会を設置するものとする。

- 2 連携協議会の運営に関する事項は、町、大学が協議のうえ別に定める。

（有効期間）

第4条 この協定書の有効期間は、協定締結日から発効し、平成29年3月31日までとする。ただし、町及び大学のいずれからも特段の申出がない場合は、毎年自動的に更新されるものとする。

(細目)

第5条 この協定に記載のない事項及び運用に疑義が生じた場合は、双方が協議して定めるものとする

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、町及び大学が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年 8月 1日

八女郡広川町長 渡邊 元喜

久留米大学学長 永田 見生